

平成21年11月25日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目9番2号

丸 善 株 式 会 社

代表取締役社長 小 城 武 彦

臨時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。
さて、本日開催の当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

(臨時株主総会)

決議事項

第1号議案 株式移転による完全親会社設立の件
本件は原案どおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は原案どおり承認可決されました。
変更の主な内容は以下のとおりであります。

- (1) 第1号議案及び普通株主様による種類株主総会において議案「株式移転による完全親会社設立の件」が承認可決されましたので、平成22年2月1日(予定)をもって株式移転が行われ、当社の株主様は株式移転設立完全親会社である「CHIグループ株式会社」1名となります。これに伴いまして、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなりますので、株主総会の基準日制度を廃止することとし、変更前定款第14条(定時株主総会の基準日)を削除するとともに、この変更に伴い変更前定款第15条以下の各条項を1条ずつ繰り上げました。

なお、本定款変更は、平成22年1月31日の前日までに第1号議案及び普通株主様による種類株主総会における議案において承認いただきました株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、その効力を生ずるものであります。

- (2) 当社発行の第1回E種優先株式、第1回F種優先株式、第1回G種優先株式、第1回H種優先株式は、いずれも消却済みであることから、変更前定款第6条の該当部分及び第12条の5ないし第12条の8を削除いたしました。

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

議 案 株式移転による完全親会社設立の件
本件は原案どおり承認可決されました。

以上



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。